

第5章 景観重要建造物・景観重要樹木指定の方針 及び景観重要公共施設指定の方針

5-1 景観重要建造物指定の方針

地域の景観を形成する上で重要な要素となっている建造物（建築物、工作物）について、以下のいずれかに該当するものを景観重要建造物として指定を進めていきます。

- ・地域の景観形成を図る上で重要な位置にあるもの
- ・清水町の自然や歴史、文化、暮らしなどを伝える、地域を象徴するもの
- ・特徴ある意匠を有しているもの
- ・町民に親しまれているもの

—指定候補—



千貫樋



戸田屋敷

5-2 景観重要樹木指定の方針

地域の景観を形成する上で重要な要素となっている樹木について、以下のいずれかに該当するものを景観重要樹木として指定を進めていきます。

- ・地域の景観形成を図る上で重要な位置にあるもの
- ・清水町の自然や歴史、文化、暮らしなどを伝える、地域を象徴するもの
- ・町民に親しまれているもの

—指定候補—



旧東海道沿いの松並木



玉井寺の一里塚の樹木



宝池寺の一里塚の樹木

5-3 景観重要公共施設指定の方針

道路、河川、都市公園など公共施設は景観を構成する主要な要素の一つです。地域の景観を形成する上で重要な要素となっている公共施設について、以下のいずれかに該当するものを景観重要公共施設として指定を進めていきます。なお、指定に当たっては、整備に関する方針等を定めることにより、良好な景観形成を進めていきます。

- ・町民や来訪者に親しまれている公共施設
- ・清水町を象徴する公共施設
- ・予定されている事業があるなど効果的な景観づくりの方策が必要な公共施設